

日田市農業振興ビジョン推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 日田市農業振興ビジョン（以下「ビジョン」という。）の推進に向けて、農業者等との連携により、日田らしい足腰の強い農業と活気ある農村社会を実現するため、日田市農業振興ビジョン推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) ビジョンの策定又は見直しに関する事項
- (2) ビジョンに掲げる施策及び取組みの推進状況の検証に関する事項
- (3) その他ビジョンの推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 農業関係機関代表
- (2) 集落営農組織代表
- (3) 農業生産者代表
- (4) 農村女性代表
- (5) 大分県（西部振興局）代表
- (6) 日田市農業委員会及び日田市代表
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 ビジョンの策定又は見直しに伴う改定を行う場合は、策定又は見直し年度及びその前年度に限り委員の任期は、1年以内とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

ただし、委員の委嘱又は任命後最初に招集される会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて、委員会に関係者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 委員長は、第2条各号に掲げる所掌事務について、より専門的な事務を調査審議する必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、委員長が会議に諮って指名する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、農林振興部農業振興課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月19日より施行する。

この要綱は、令和2年10月1日より施行する。